

令和 7 年 滑川町農業委員会 第 5 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 7 年 5 月 16 日(金)			
開 会		令和 7 年 5 月 26 日(月) 午前 9 時 20 分			
閉 会		令和 7 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時 10 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋藤美津子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、 0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		5 番	大 嶋 剛	6 番	吉 田 利 好

第 5 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 20 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 21 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 22 号	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和7年第5回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者は、おりません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 令和7年第5回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。周りを見渡すと、田植えが一斉に始まっているようです。今年は、雨も降り水も心配なく作付けができるようです。ニュース等で米不足が問題で、高値になり価格も不安定です。今年は生産者の植え付けも増え、米が売れば良いと思います。また、農林大臣が変わり、備蓄米を2,000円位で販売するそうですが、その値段では農家の方が、米が作れないという声もあります。適正な価格でお米を売っていただき、生産者も消費者も気持ちよく需要と供給できれば、これからの農業離れが食い止められるのではないかと思います。それから先月の25日の農業委員会の総会終了後、4班の飯塚久雄班長の地元の専業農家との座談会を行いました。本当にありがとうございました。このような機会ができるようでしたらぜひ積極的に取り組んでいただきたい。相談していただければ、今後の農業に対しての取り組み、皆さんの考え方はだいぶ違ってくるのではないかと思います。班により人数のばらつきがありますが、皆様のご意見をいろいろ伺い、今後の滑川町農業に生かしていければいいかなと思います。よろしくお願いいたします。それでは、本日提案された議案について、皆さんの慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは進めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 7 年滑川町農業委員会第 5 回総会は成立をいたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 5 番大嶋剛委員、議席番号 6 番吉田利好委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 20 号「農地法第 3 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 20 号「農地法第 3 条(委員会)について」、今月の申請件数は 1 件になります。議案書の 1 頁、資料は、議案第 20 号資料 1 になります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農用地区域、987 m²になります。譲渡人は〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したい

というものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会が許可、不許可を決めることになり、同条2項に該当するときは、許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。〇〇〇町に借入地があるため、〇〇〇町農業委員会に照会を行い、5月7日付けで所有・耕作している農地1,376㎡について、全て問題なく耕作していると回答がありました。なお、申請地について町産業振興課より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長の9番能見です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。5月20日火曜日午前8時より、3班、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 11番石川光男です。5月20日火曜日午前8時より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計4名で現地調査を実施しました。申請地の場所は〇〇〇を右に出て、〇〇〇を左折し、××kmぐらい行ったところを左折し、××mぐらい行った、右側の土地でございます。本件申請地は、令和6年第4回4月25日総会において、条件が整わなかったため、一度は不許可となった申請地です。現地調査した結果、不法に搬入されたものは全て取り除かれて、境界も確認できました。農地の所有状況につきましては、前回申請時において確認済みです。□□氏は今現在、〇〇町内において、1,376㎡の借入地があり、耕作放棄地はないということです。理由書が添付されておりますので朗読します。作業場として山林を□□氏から買ったことがきっかけです。それ

から申請地の近くにある□□□さんの荒れていた畑を遊休農地から復活させたりしておりました。○○○地区内で自分が耕作できる畑を求めているところ、□□□氏より不法にチップや残土を入れられたため、撤去依頼を受けました。そこから譲渡の話があり、私が求めている○○○地区内の農地であったため、畑として利用していきたい、今回申請した次第です。○○○市○○○×××番地×××、□□□。このまま、以前のような耕作放棄地へ戻すのではなくて、管理ができない所有者に代わり、誰かが作物を作付し、農地として維持管理していくことが、本来あるべき姿ではないかと考えます。よって、本件申請はやむを得ないものと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 推進委員の□□□です。5月20日に農業委員2名、推進員2名で現地調査をしましたところ、適正に管理されておりまして、特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第20号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第20号については、許可と決定いたしました。以上で、番号1を終わります。

議長 日程第3、議案第21号「農地法第5条（知事）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件、287㎡となります。番号1です。議案書2頁、図面は、議案第21号資料1－①から②になります。それでは説明いた

します。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、287 m²になります。農地の区分は、10ha 以下の小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。貸主は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。借主は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、使用賃借権（25 年）を設定し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。なお、申請地について町産業振興課より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2 班班長 14 番の贅田が報告します。5 月 19 日月曜日午前 9 時より、農業委員 2 名、農地利用最適推進委員 2 名で、申請人の立会いのもと現地調査を実施いたしました。調査については、担当なので引き続き説明させていただきます。申請地は、〇〇〇を東に直進し、〇〇〇の交差点を通過して、〇〇〇線を×××m ほど行き、左折して×××m ほど行った右側にあります。申請地の所在は大字〇〇〇×××番×××です。地目は畑、面積 287 m²。境界杭は全て確認できました。また、借主の□□□氏は、貸主の長男でもあります。申請の目的は、借主が申請地を借り受け、専用住宅を建設することです。理由書がありますので、読ませていただきます。私は、父と母と私の 3 人で住んでいましたが、この住まいは元々母の姉が所有していた分家住宅でした。その後、姉と祖父が不仲になり、姉がこの家から出て行き、祖父も亡くなり、母は現居宅を相続いたしました。この建物は、昭和 53 年 4 月に新築されたものですが、老朽化してきましたので、用途変更し、新築にしたいと思いました。しかし、この土地だけでは、住宅と駐車場と物置を作るのには厳しい現状です。また、道路に接している部分も狭いので出入りを楽にできるように母が所有の南側の申請地の農地転用許可をお願いしようと思いました。土地

所有の母は現在、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××に住んでおり、自分が住むところを考えるだけとなりました。私も 40 歳を過ぎたので、家族を持って、□□□家の長男として、家を継ぎ守っていきたいと思います。他に住宅を建てられる土地を検討いたしましたが、気に入った場所はみつかりませんでした。以上のような内容になっております。それから申請書に隣接の農地所有者から農地の転用に関わる同意書、土地選定理由書、建設契約書、排水計画書、資金調達契約書が添付されております。排水計画は合併浄化槽による側溝への放流となり、雨水については、敷地内処理となっています。以上の通り調査結果を報告します。その賃貸借についてはやむを得ないと考えられます。審議のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。今回の案件は敷地が狭く、物置、車庫がなく不便であったため、築 47 年と老朽化した母屋を解体し、新たに新築する計画です。今回の工事を進めるにあたって、近隣の方の同意書もあります。周辺農地への影響はなく、特に問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 21 号については、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 21 号については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして、日程第 4 議案第 22 号「令和 6 年度農業委員会の農

地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。事務局よりお願いいたします。

事務局 議案第 22 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。議案書は 3 頁、議案第 22 号の資料になります。経緯としましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況について、ホームページ等で公表することが法定化されております。また、「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。公表は 6 月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年の活動の点検・評価を行うこととされています。資料は前年度 6 年度の農業委員会の活動結果のまとめという形になります。それでは資料にうつります。Ⅰ農業委員会の状況 1 「農業委員会の現在の体制」については令和 6 年 4 月 1 日時点の委員の内訳について記載しております。2 「農家・農地等の概要」については、2020 農林業センサスと耕地及び作付面積統計に応じた数値が記載してあります。次の頁になります。「Ⅱ最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積」になります。こちらは、農地等の利用最適化の取組について、人・農地プラン等に基づく農地の利用集積・集約がどの程度進んだかを見るための項目です。簡単に説明しますと、認定農業者等へどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものになります。②の目標では、新規集積面積 12.95ha を目標としておりましたが、③実績として今年度の新規集積面積 2.69ha となっております。①のこれまでの集積面積（B）の累計が 208.74ha で③実績では、今年度末の集積面積（累計）（G）221.43ha となり、増加という結果となっております。次の「(2)遊休農地の発生防止・解消」をご覧ください。②目標では、令和 3 年度の利用状況調査で判明した遊休農地について、解消目標面積 4.92ha としておりましたが、次ページの③実績の解消実績面積では 2.01ha となり解消率は 40.9%となりました。今後も農地の有効利用を図るとともに、遊

休農地としないため継続的に農地パトロール等の活動が必要と考えます。次に「(3)新規参入の促進」をご覧ください。①現状及び課題では令和5年度の新規参入者は、0のため③実績においても、参入経営体数が0経営体となっており、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積も0haとなっております。地元等で新規就農に意欲をもった方がいましたら情報の提供をよろしくお願いします。次の「2最適化活動の活動目標」は委員の皆様に行っていただいた、最適化活動の強化月間と新規参入相談会への参加の実績についてまとめたものとなりますので、詳しい説明は省略いたしますが、ご覧いただければと思います。農業委員の別表に基づいての目標の達成状況に対する標語は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という形になりました。下表は推進委員等の標語になっています。最後のページで「Ⅲ事務の実施状況」の1総会部会の開催実績と2農地法第3条に基づく許可事務については、記載のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。次の「4違反転用への対応」についてご覧ください。現在注意をすべき違反農地は0.11haとなります。農業者の方に、自分が所有している農地であっても権利移動や用途を変える場合は、手続が必要となるということを引き続き周知していくことが必要であると考えられます。全ての内容について詳細に説明はできませんでしたが、この内容をホームページ等で公表し、県等にも報告させていただきます。もし、その際に誤字脱字等がありましたら、事務局で調整させていただきます。長くなりましたが、合わせてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 22 号については、承認とさせていただきます。日程第 4 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 7 年第 5 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 沢山の議題があり慎重審議、ありがとうございました。これにて令和 7 年第 5 回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年6月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 大 嶋 剛

署名委員 吉 田 利 好